



01

高校生等福祉医療費の助成方法が現物給付方式に変わります

現在償還払い方式で助成している高校生等福祉医療費について、10月1日以降に佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町の医療機関等を受診する場合は、現物給付方式での助成に変更します。

また、母子・父子家庭福祉医療費の受給者のうち、18歳未満の人について、年齢に応じて小中学生福祉医療費もしくは高校生等福祉医療費での助成に変更します。

この2つの変更の対象となる人には新しい福祉医療費受給者証を令和7年9月中に送付します。

※一部の受診や医療機関によっては、現物給付方式での助成が受けられない場合があります。その場合は従来通り償還払い方式で助成します。

※乳幼児福祉医療費受給者が、現物給付方式で助成を受けられる範囲(県内全域)とは異なりますので、ご注意ください。

現物給付方式とは？

マイナ保険証などと一緒に福祉医療費受給者証を医療機関等に提示することで、医療機関等での支払い金額が福祉医療費の自己負担額以下となる助成方法です。

償還払い方式とは？

医療機関等で健康保険の自己負担額を支払い、後日その領収書を添えて、市に払い戻しの請求をする助成方法です。

※詳しくは市HPをご覧ください。



市HP
(高校生等福祉医療費制度)



市HP
(母子・父子家庭福祉医療費制度)

☎子ども支援課 ☎ 24-1111

03

杉本和孝副市長着任

8月1日(金)、田中英隆副市長の退任に伴い、後任として杉本和孝副市長に辞令交付を行いました。

杉本副市長は「市政に改めて参画させていただくことを大変光栄に思います。責任の重さを感じつつ、市民・議会・職員との橋渡し役として政策の実現に努めます。人口減少など大きな課題に対し、シティブランディングプロジェクトの推進を図り、市民が幸福を感じられるまちづくりを進めるため、全力で職責を果たしてまいります」と抱負を述べました。

辞令交付式で宮島市長は「人口減少問題など状況は深刻ですが、これまでの経験を生かして、常に市民目線に立って佐世保市政と一緒にけん引していただけることを期待しています」とあいさつしました。

宮島市政の補佐役として西本副市長と杉本副市長の2人体制で市政の発展に努めます。



【略歴など】

杉本和孝 副市長

昭和63年市役所に入庁。土木部長、企画部長などを歴任し、副市長に就任。

☎秘書課 ☎ 24-1111

02

固定資産税のよくある質問

固定資産税とは？

毎年1月1日(賦課期日)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」と言います)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は次の手順で決定し、納税者へ通知しています。

①固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算出します。

②課税標準額に税率(1.4%)を乗じて、固定資産税の税額を算出します。

③税額等を記載した納税通知書は、原則として毎年4月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください。

よくある質問

Q 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

A 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐことになります。この場合、固定資産を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間の納税義務者を一時的に決めるものです。

※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。詳しくは法務局へお尋ねください。

※その他、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP
(固定資産税)

☎資産税課 ☎ 24-1111

04

まちなかチャレンジショップ



させば四ヶ町商店街内に「まちなかチャレンジショップ」が誕生しました。まちなかでの開業などを考えている人はぜひチャレンジしてください。

場所 させば四ヶ町商店街[sitorasu- シトラス -]

料金 ・1日 500円/区画
・1週間 3,000円/区画
・1カ月 10,000円/区画



させば四ヶ町商店街HP
(まちなかチャレンジショップ)

☎させば四ヶ町商店街協同組合 ☎ 24-4411

05

「ご当地ナンバー」に交換しませんか



本市では、九十九島をモチーフにした「ご当地ナンバープレート」を交付しています。

場所 資産税課、宇久行政センター住民課

対象 総排気量125cc以下の原動機付自転車

料金 無料(旧ナンバープレートを紛失した場合は200円が必要です)

※詳しくは市HPをご覧ください。



市HP
(ご当地ナンバープレート)

☎資産税課 ☎ 24-1111